

居宅介護支援契約書

(利用者)

(事業者) よっこらしょっ青い鳥居宅介護支援事業所

(居宅介護支援の目的)

第1条 事業者は、介護保険法の定めるところにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、利用者に対し適切な居宅サービス計画を作成し、かつ居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者、関係機関等との連絡調整その他の便宜を図ります。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日の10日以上前に利用者から契約終了の申し出がない場合、本契約と同一内容で自動更新され、以後も同様とします。

(居宅サービス計画作成の支援、変更の援助及び管理)

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、居宅サービス計画の作成を支援します。担当する介護支援専門員は事業者の都合により変更させて頂くこともあります。

2 利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが出来ます。

3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに介護サービス事業者に連絡するなどの必要な援助を行います。

4 事業者は、利用者からのサービス利用に関する苦情など相談を受け必要に応じてサービスを点検し、給付管理票の作成、提出及び関係機関との連絡調整を行います。

(利用者の解除権)

第4条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることが出来ます。この場合には10日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(事業者の解除権)

第5条 事業者は、次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約を解除します。

- ①利用者がその心身の状況および病歴等の重要事項 について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②利用者が、故意または重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情が認められる場合。

(契約の終了)

第6条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- ①利用者が死亡した時
- ②第4条に基づき、利用者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- ③第5条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- ④利用者が介護保険施設へ入所したとき。
- ⑤利用者の要介護状態区分が、非該当(自立)及び要支援1、要支援2に該当されたとき。

(事故対応及び損害賠償)

第7条 事業者は居宅介護支援の提供を行う上で、利用者の居宅サービス利用に支障を生じさせ、損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負います。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

(料金)

第8条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項説明書】のとおりです。

(秘密保持)

第9条 事業者及びその従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を正当な理由なく漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。

3 利用者は、利用者に対する処遇方針やサービス計画の策定ならびに変更に必要な範囲で、医師、居宅介護支援事業者並びにサービス担当者会議出席者等にその個人情

報を知られることに同意します。

(身分証携帯義務)

第10条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

(苦情処理)

第11条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応します。苦情受付窓口は【重要事項説明書】のとおりです。

(高齢者虐待防止法に基づく措置)

第12条 事業者は、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見、予防に努め、発見した場合は関係機関に連絡、通報します。

(契約に定めない事項)

第13条 本契約に定めない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者(法人)名	株式会社 夢花
所在地	〒444-0938 愛知県岡崎市昭和町字天神 18 番地
代表者	代表取締役 都筑 拓
電話番号	0564-33-0117

2. 事業所の概要

事業所の名称	よっこらしょっ青い鳥居宅介護支援事業所
事業所の所在地	〒444-0938 愛知県岡崎市昭和町字天神 18 番地
電話番号	0564-64-5278
FAX	0564-31-0097
介護保険事業所番号	2372104741
管理者	大逸かほり

事業の目的	要介護状態の利用者に対し、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営方針	事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

3.事業所の職員体制及び職務内容

職種	人数	職務内容
管理者及び 介護支援専門員	兼務 1 名	業務の管理及び居宅介護支援の提供を行う
介護支援専門員	5 名	居宅介護支援の提供を行う

4.事業の実施地域

実施地域	安城市・岡崎市
------	---------

5.営業日時

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8：30～17：30
休日	土曜日・日曜日・12月29日～1月3日

※但し電話相談には 24 時間対応し、ターミナルの方に対しては必要な居宅介護支援を行います。

6.居宅介護支援サービスの内容

- ①担当介護支援専門員が利用者の要望を聞き、心身の状況に合わせて、サービスの種類と回数、その組み合わせを考え、ケアプランを作成します。
- ②関係する事業者と利用者及び家族とサービス担当者会議を開きます。
- ③モニタリングを行い、変化に応じてケアプランの変更を行います。

7. 居宅介護支援の流れ

居宅介護受付	地域包括支援センター、病医院などの医療機関、利用者又はその家族からの居宅介護サービスの利用の受付 来所又は電話等による聞き取りから介護保険利用の相談受付
訪問日程調整	自宅に訪問し介護保険の説明などを行うための日程調整
介護保険制度説明	介護保険制度の利用の説明 各事業所内容の説明と実施できない内容の説明 介護度による介護の制限、他の制度併用の時の優先についての説明
介護支援専門員の決定	担当介護支援専門員の決定 介護支援専門員の業務の説明
契約等	契約、重要事項、個人情報説明と契約
事情聴取 (アセスメント)	介護保険を利用するに至った経緯の聴取 介護保険制度の利用によって改善したい課題の聴取（主訴） 介護保険証内容、家族構成、経済状況 他の制度の利用の有無と内容、緊急連絡、既往歴、生活歴 通院する医療機関、現在の服薬内容、住宅環境の調査 フェースシート作成
心身機能評価	日常生活動作の評価、日常生活周辺動作の評価 認知機能その他の評価
居宅サービス計画 作成・確定	心身機能評価の要約、課題抽出 第1表、第2表、第3表の作成 介護保険利用点数等の把握 作成した居宅サービス計画の承諾
情報の入手	施設から退所、病医院からの退院に向けて居宅介護の情報入手
事業者調整	計画に適正な事業者の選定 事業者の利用実施について契約確認等調整
サービス担当会議	関係する事業者と利用者及びその家族で会議を実施
サービスの提供	各事業者の援助開始
モニタリング	毎月1回以上の訪問による、心身の状態の観察・把握 支援事業者の計画遂行状況確認 対応する援助内容の適正化の把握
再計画の作成	モニタリングまたは、前回の計画により期限が終了する場合、再度計画の作成 介護予防の場合、計画は6ヶ月未満毎に見直しし計画を作成

給付管理	毎月月末に利用した援助内容に対し適正な点数を確認 毎月10日までに国民健康保険連合会に提出 要支援者の利用の場合は翌月期日までに地域包括支援センターへ提出
更新手続き等	心身の著しい機能変化により介護度を変更する場合の申請 認定更新のための申請 福祉用具、住宅改修による介護保険制度の補助の申請
施設の照会	特別養護老人施設・老人保健施設等の施設の照会
予防介護利用	予防介護利用者は管轄する地域包括支援センターの委託により連携を持って実施します

8.訪問頻度の目安

毎月1回以上訪問させていただきます。

9.緊急対応・連絡

- ①訪問した時に、利用者が緊急を要するような状態や、怪我をしており医療機関に搬送しなければならないときは、家族へ連絡の前に緊急対応することがあります。
- ②上記の場合、緊急対応のあと家族又は緊急連絡先に連絡します。

10.利用料金

- ①要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。保険料の滞納等により介護保険の給付に制限を受ける場合は、一部、又は全額がご利用者負担となる事があります。
- ②利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

11.サービスの終了

- ①利用者の都合でサービスを終了する場合
文書などでお申し出があればいつでも解除出来ます。
- ②事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。
- ③以下の場合は自動的にサービスを終了いたします
 - 1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - 2) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

3) 利用者が死亡した時

- ④その他 利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

12.高齢者虐待防止法に基づく措置

事業者は、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見、予防に努め、発見した場合は関係機関に連絡、通報します。

13.苦情処理

- ①事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族からの苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。
- ②事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

相談窓口

窓口	受付時間	電話番号
よっこらしょっ青い鳥 居宅介護支援事業所	月曜日～金曜日 8：30～17：30	0564-64-5278
岡崎市市役所 福祉部 介護保険課	月曜日～金曜日 9：00～17：00	0564-23-6682
安城市市役所 高齢福祉課 介護保険係	月曜日～金曜日 9：00～17：00	0566-71-2226
国民保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談室	月曜日～金曜日 9：00～17：00	052-971-4165

14.事故対応及び損害賠償

- ①事業者は居宅支援の提供を行う上で、利用者の居宅サービス利用に支障を生じさせ、損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負います。
- ②事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

15.サービス割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおり。

16.第三者評価

当事業所では第三者評価は行っておりません。

個人情報使用同意書

1.目的

株式会社夢花が運営する「よっこらしょっ青い鳥居宅介護支援事業所」が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービスなどを円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、又他事業所を利用する場合に使用する。

2.使用に当たっての条件

- ①個人情報の提供は、目的の範囲内で必要最低限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れる事のないよう細心の注意を払う事。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。
- ③第三者への提供
 - ケアプランの中で利用するサービス事業所への提供
 - 医療、介護等の各種関係機関への提供
 - 国保連合会へ介護報酬の請求のための提出
 - コンピューターの保守のためのデータ提供
 - 提供の手段又は方法として、手渡し、メール、FAX、電話などを用いる

3.個人情報の内容

- ①氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が居宅介護支援を行う為に、必要最低限な利用者や家族個人に関する情報
 - ②認定調査票（必要項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
 - ③その他の情報
- 上記の内容以外に特に必要な情報については適宜、本人又は家族に了承を得る。
- ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

上記の契約を証するため、本契約書及び重要事項説明書、個人情報同意書を2通作成し、利用者及び事業者が各自1通ずつ保有することとします。

当事業所は、本契約書及び重要事項説明書、個人情報同意書の内容につき説明を行い、居宅介護支援サービスの提供を実施いたします。

事業者名 株式会社 夢花 代表者名 都筑 拓
所在地 〒444-0938 愛知県岡崎市昭和町字天神 18 番地
事業所名 よっこらしょっ青い鳥居宅介護支援事業所

私は、本契約書及び重要事項説明書、個人情報同意書の内容につき説明を受け、居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

令和 年 月 日

利用者 氏 名 _____
住 所 _____

署名代理人

氏 名 _____
本人との関係 _____ 理由 _____

家族代表 氏 名 _____
住 所 _____

別紙

よっこらしょっ青い鳥居宅介護支援事業所 各サービスの割合

前6ヶ月 (令和 6 年 9 月 ~ 令和 7 年 2 月)

① 各サービスにおいて同一事業者によって提供されたもの (上位 3つ)

サービス種類	事業所名		割合
訪問介護	1)	よっこらしょっ青い鳥 訪問介護～助っ人～	31.47 %
	2)	グレイシャスピラ安城 ヘルパーステーション	12.69 %
	3)	訪問介護事業所 インクオリア北岡崎	12.18 %
通所介護	1)	よっこらしょっ青い鳥 デイサービス	30.66 %
	2)	あづま家デイサービス 石神の湯	10.33 %
	3)	ケアパートナー岡崎	6.33 %
地域密着型通所介護	1)	メディカルスタジオむさし	41.26 %
	2)	デイサービスはなのき 岡崎南店	25.39 %
	3)	CASAデイサービス	9.52 %
福祉用具貸与	1)	東海エイド岡崎	31.05 %
	2)	株式会社ヤマシタ 豊田営業所	18.72 %
	3)	株式会社トーカイ	10.57 %

② 弊社の居宅サービス計画 (ケアプラン) における各サービスの割合

訪問介護	28.7 %
通所介護	43.7 %
地域密着型通所介護	9.1 %
福祉用具貸与	66.2 %